社会倫理研究所NEWSLETTER

社会倫理研究所ニューズレター

第14号 | 2005年9月·10月

■CONTENTS | 社倫研ニュース | 懇話会オンライン | 懇話会報告1 | 定例研究会報告 | 懇話会報告2

社倫研ニュース

去る9月12日から15日の4日間にわたって、日豪合同ワークショップ「9.11事件以後の世界における公平と平和を求めて:日本とオーストラリアのためのオルターナティブを構想して」が南山大学名古屋キャンパスにて開催されました。ワークショップ報告者は、日本側から、山口二郎氏(北海道大)、羽後静子氏(中部大)、山田哲也氏(椙山女学園大)、竹中千春氏(明治学院大)、川崎哲氏(ピースボート)、深井慈子氏(南山大)の6名、オース



トラリア側から、社倫研のマイケル・シーゲルのほか、ジョセフ・カミレーリ氏(ラトローブ大)、ニック・ビズリー氏(ディーキン大)、マイケル・ハメル=グリン氏(ヴィクトリア大)、デズモンド・ボール氏(オーストラリア国立大)、リチャード・タンター氏(ノーチラス研究所)、アラン・ペイシャンス氏(パプアニューギニア大)の7名、他のアジア太平洋地域から、チャンドラ・ムツァファ氏(JUST)、ムスタファ・カマル・パシャ氏(アメリカン大)の2名、総勢15名という構成でした。さらに、オーストラリアからミカーリス・マイケル氏とラリー・マーシャル氏が、フォーミュレイティング・コミッティとして参加し、議事の取りまとめとワークショップ全体の舵取りを務めました。



初日は、マルクス学長、アジア太平洋センター 長の須藤季夫氏、ワークショップ発案者であるマイケル・シーゲルとジョセフ・カミレーリ氏による開会挨拶の後、1つのセッションが行われました。二日目以降も2~3のセッションが朝から晩まで行われ、密度の高い議論が交わされました。議論の焦点は、米国との関係、そして、中国を含むアジア太平洋地域との関係を日豪それぞれが政治的・経済的・文化的にどう構築していくべきか、 ということに絞られ、報告者それぞれの立場から建設的な提言が出されました。また、一般参加者たちも積極的に発言して討論に加わり、その場に居合わせた者たち全員が一つのテーブルを囲んで議論に参加しているという一体感が日に日に強まっていたように思われます。

このワークショップの成果は、日本語と英語の両方で、まずは「報告書」という形でペーパー版とオンライン版ともに近日中に公表される予定です。さらに、ワークショップでの議論に基づいて各報告者が新たに書き下ろした論稿からなる「論文集」をやはり日本語と英語の両方で2006年中に出版する予定です。さらに、日本国憲法第九条について、ワークショップ中での議論をもとにマイケル・シーゲルが改めて一つの論稿としてまとめることも決まりました。乞うご期待。

懇話会オンライン

今回は、中部大学の羽後静子先生のご講演「グローバル危機の時代における『人間の安全保障』をめざして―ジェンダー・多文化共生・都市ネットワークの観点から―」 をお届けいたします。

懇話会報告(その1)

去る2005年6月4日(土)、南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルームにて、2005年度第3回懇話会が開催されました。講師に名古屋大学の中西久枝先生をお招きして、「9.11事件と中東イスラーム世界:人権とジェンダーの視点から」というタイトルでご講演をいただきました。

中西先生はまず、9.11事件以後の米国単独行動主義の進展の中で、欧米文化との摩擦という形で政治化されて語られがちな中東イスラーム世界をわれわれはどう理解すればよいのか、という問題意識を掲げ、さらに、G8の「拡大中東構想」すなわち「中東の民主化」構想に言及し、人権やジェンダーという観点からこの構想の問題点を捉え直す必要があると指摘しました。そして、9.11事件後の中東の民主化に関する言説は常に欧米方式



に傾いている、ということが指摘されました。そこで、欧米とは一線を画する中東イスラーム世界の文化価値、人権思想、ジェンダー観を丁寧に見ていくことになります。

まず最初に、イランのイスラーム僧、アラメ・ジャアファリの著作に依拠しながら、イスラーム世界の人間の権利について説明されました。イスラーム世界では、神との契約をいかに守れるかというタクワの精神の到達レベルに応じた「報い」があることこそが平等であり、そうした平等思想の背後には、自らの人格をコントロールする自由意志

の発想があります。神との契約を履行することこそが個人の幸福であり、そこから社会の幸福実現へと向かう、とされます。そして、社会貢献とは、それぞれの資質に見合った貢献をすること、および、個人が自分の能力に応じて能力を発揮することである、と考えられています。つまり、肉体的な違いを考慮した男女の役割をそれぞれが担える社会が理想的なイスラーム社会である、とされているわけです。ここからは、家庭での女性の役割重視=女性の家庭への閉じ込め、という発想は出てきません。家事や育児は、ドメスティックな仕事ではなく、女性の役割に応じた公的な仕事である、と考えられているわけです。また、ムスリム女性にとっての就労の目的は、生活費を稼ぐことではなく個人の能力向上にあり、欧米、日本との発想とは根本的に違っている、と指摘されました。



続いて、中東イスラーム世界のジェンダーが、ヴェールのしきたりを中心に説明されました。ヴェールは、見知らぬ男性から女性を守るためのしきたりです。マフラム(=結婚する可能性のない人間関係)以外の男性の前では、女性の美しい部分とされる部分を隠さねばなりません。これは、イスラーム社会が基本的に部族社会であり、その存続のためには父親が明確になっていなければならない、という形で生まれてきたものだとされま

す。一般に流布しがちな、女性はヴェールをかぶせられて閉じ込められているといった 印象とは対照的に、実際には、ヴェールをかぶることで女性の女性性が軽減されて一個 の人間とみなされるようになり、女性の社会空間が拡大するという効果があります。女性は、ヴェールをかぶればさまざまな場所で活動することができます。ヴェールの中に 私秘的空間が保持されたまま、ヴェールの外に公的空間が可変的に拡大している、というわけです。これは、欧米のpublic/privateの区別とは異質なものである、と指摘されました。

最後に、中西先生は、中東イスラーム世界の文化と欧米の文化の相違をアナログ/デジタルの相違に模して説明しました。イスラーム教は一般的な印象ほど厳格ではなく、戒律に対する姿勢も柔軟である、と指摘されます。たとえば、待ち合わせの約束をしても必ず「インシャッラー(神のおぼしめしがあれば)」と言われ、相手と時間通りに会えるかどうかは神のみぞ知ると思うのが普通であるそうです。中東イスラーム世界では、グレーゾーンが非常に大きく、定期的な選挙の有無という単純な二者択一で測られる米国の民主化基準や、個々の権利を個別にすべて平等にしていく欧米や日本の男女平等観とは大きく異なったものの見方がされているのです。また、イスラーム世界では、国家権力との契約という発想は希薄であり、また、無秩序の中で主義主張をする傾向があるため、欧米流の個人主義や条件提示のやり方(たとえば、2年以内に民営化できなければ援助しない、といった条件づけ)が通りにくくても不思議ではありません。「餓死するぐらいなら断食月でも食べよ」というコーランの一節が象徴するように、イスラーム的な発想の根本には「まず生きよ」ということがあり、イスラーム的な環境が実現されて

いれば5回のお祈りをまとめて1回でやってよいといった融通無碍さがあるのです。こうした中東イスラーム世界特有の発想に言及した後、中西先生は、曖昧さと時間の重要性を指摘し、中東地域での民主化は避け難いが時間が必要である、と述べ、最後に、普遍主義の押しつけと拡大の中でいかに地域的なものを尊重していくか、それと同時に、地域的なものの尊重がもたらす不平等などの残存をどう解消していくのか、というジレンマ的課題に触れて、講演を締めくくりました。(文責 | 奥田)

定例研究会報告

去る2005年6月17日(水)、南山大学瀬戸キャンパスA棟 B1F 会議室1にて、2005年度第1回定例研究会が開催されました。講師に南山大学総合政策学部の深井慈子先生をお招きして、「地球益外交:持続可能な世界の構築をめざす立場から日本の対外政策を考える」というタイトルでご講演をいただきました。



深井先生はまず、ロバート・フロストの詩の一

節をひきつつ、現在われわれは、これからの地球政治(Global Politics)の制度や手法の選択に当たって、従来型でいくのか新しい道を選ぶのかの岐路に立たされている、と述べた上で、規制緩和、自由化を押し進める新自由主義という従来型の路線をとるのではなく、短期的な国益にこだわらずより長期的な地球全体を考える視野に立って、国家間の協力関係を制度化し、喫緊の地球的諸問題や危機を解決していく新しい路線をとるべきである、と主張しました。

国益とは誰の利益か、という問いをよく検討してみると、国益とは、一部の人びと (執拗な人びと、資金提供力のある人びと、票を左右できる人びと)の利益が代表されて いるだけであることが明らかになる、と指摘されました。また、政治家による国益の定義は、新自由主義という特定のイデオロギーによって支えられている、とも指摘されました。こうした国益の意味に関する指摘に基づいて、地球公益と国際公益との違いが強調されます。深井先生によれば、地球公益とは、平和、環境保全、感染症の予防などによってもたらされるものであり、これらは、すべての人が平等に享受でき、独占したり嫌いな人を排除することもできないという意味で、非排除性、非競合性という公共財の性格を備えています。こうした地球公益は、実例を挙げれば枚挙に暇がないほどであり、知識人の単なる幻想などではないのです。これに対して、自由貿易体制下での国際公共財とは、たとえば、自由貿易システム、資金供給源、頼れるマーケット、基軸通貨としてのドル、頼れる国際警察官などであり、これらは、地球上の一部のグループ(勝ち組)の特殊利益に資する財であって、地球公共財とは言えません。資源問題、環境問題、人口問題という三つの地球危機に対処するためにも、地球公益に基づいて、自由貿易体制を抜本的に改革する必要がある、と主張されました。



続いて、日本を含む先進諸国の倫理的責任とその正統性欠如の問題が論じられました。政治システム安定の条件としては、(1)強制力の合法的独占、(2)正統性(=政治システムのメンバーが支配者の支配や統治を自分たちのためになると認めること)が挙げられますが、現在の国際社会にはこの両方が欠けてしまっているのではないか、と指摘されます。国際社会の政治システムが安定したものとなるためには、(1)を満たすことが現実的

に困難である以上、(2)を確保する他はありません。正統性確保のためには、共通の目標 (生き延びること=持続可能性)をもち、方法論を議論できる政治を再生・復活させることが必要であり、そうすることは先進諸国の倫理的責任である、と深井先生は論じます。もしこの責任を無視して現状維持を続けたなら、機能不全が進みやがて機能停止に 陥るだろう、という予測も提示されました。

最後に、持続可能な世界の構築を外交政策の目標とするための必要条件が述べられました。深井先生によれば、それは、定常型社会・脱物質主義文化社会への方向転換に他なりません。定常型社会は、小さなコミュニティの復活、そこでの物質循環の完結、レンタル経済の導入などによって可能となる社会です。こうした社会を成立させるためには、貿易と投資が鍵を握っている、と指摘されます。とりわけ、直接投資に関する現地化原理が重要だとされます。現地化原理とは、現地の人への技術移転、経営移転を行い、適正利潤以外の収益は現地に再投資し、現地の購買力を培ってマーケットを広げていくという考え方です。深井先生は、こうしたヴィジョンを実行に移すためには、グローバル市民勢力や企業勢力との協働が不可欠である、と主張しました。われわれは、人とのつながり、グループの中のアイデンティティ、精神的な活動などを重視する方向へとライフスタイルを転換するべきであり、そうした、野菜や家具をつくった人の顔が見えるような小規模でゆったりした循環型社会の中で、自然とのつながりを戻す余裕が生まれるだろう、と述べられて講演は締めくくられました。(文責 | 奥田)

懇話会報告(その2)

去る2005年6月18日(土)、南山大学名古屋キャンパスJ棟1階Pルームにて、2005年度第4回懇話会が開催されました。「倫理学の可能性」という統一テーマのもと、京都大学研究員の神崎宣次先生と日本学術振興会特別研究員の佐々木拓先生を講師にお招きしてご講演をいただきました。



神崎先生は、「予防原則の三つの不明瞭さ」というタイトルでご講演下さいました。神崎先生はまず、「予防原則」について、環境政策上の最重要原則として賞賛されると同時に、実行可能性の低いものとして厳しく非難されてもいるが、それは、急速な受け入れと裏腹に、それがどんなものかについての共通理解が存在していないからだ、と述べます。そして、中身がわからないのに優れた原理だと言われるものに対してはとりあえず突

っ込んでおくのが応用倫理学の役割である、と宣言した上で、「予防原則」の不明瞭さの正体は、(1)定義の複数性、(2)二面性とその内的緊張、(3)原則それ自体の根拠・正当化の困難である、と論じます。

第一の不明瞭さについて、神崎先生は、1992年のリオ宣言第15条、1998年のウィングスプレッド宣言などに見られる「予防原則」の実例をいくつか検討し、そこに見られる最大の問題は、相互に対立する含意をもつ要素がともに「予防原則」と呼ばれるものに含まれていることである、と論じます。神崎先生によれば、そうした複数の定義をもつ「予防原則」に対しては、(1)自分で定義を与える、(2)特定の条文の記述や表現に基づいて研究する、(3)定義など不要である、(4)核となる考え方の部分のみについて考える、という4つの扱い方がありえます。神崎先生自身は、(4)を採用します。しかし、そうしたとしても、核となる考え方そのものに二つの異なる側面が混ざっている、という第二の不明瞭さは消えません。

その二つの側面とは、(a)環境問題に内在する不確実性、無知に対処するための手段と して言及される場合に現れている「手法としての側面」、および、(b)そうした対処の理 由、根拠、命令を表すために、予防という考え方そのものに言及されている場合に現れ ている「理由・考え方としての側面」です。側面(a)からは「不確実性に対処できる」と いう主張が、側面(b)からは「不確実性に対処しなければならない」という主張が導かれ ます。神崎先生によれば、これら二側面の間のずれ、その主張のずれこそが、「予防原 則」第二の不明瞭さなのです。この不明瞭さの問題は、「失敗」概念に深くかかわって います。失敗は、「そのすべてを防ぐことができない」ことを概念上の本質としてお り、その意味で、環境問題は、軽率さ、無責任さの問題であるのみならず、人間の失敗 の問題でもあります。そうした環境問題について提起される「予防原則」の考え方は、 不確実性や無知の存在と深く結びついており、手法としての側面が失敗する可能性も受 け入れなければならない、ということになります。環境問題は単なるリスクの問題では なく、人間の対処能力や合理性の範囲外にあるものをも孕んでいるがゆえに、われわれ は不確実性に対処しなければならないが対処できるとは限らないのです。このように論 じた上で神崎先生は、(b)「理由・考え方としての側面」は、(a)「手法としての側面」 による環境問題の回避・解決に根拠を与え正当化すると同時に、その手法は失敗する可 能性があることを保証してもいる、という(a)(b)二側面の内的緊張の存在を指摘するわ けです。神崎先生は、第二の不明瞭さの問題に対する自身の立場を次の二点に集約して

述べました。すなわち、(1)たとえば、「予防原則」について日米が手法・アプローチと捉えているのに対して欧州が原則・考え方と捉えているように、「予防原則」として重要なのは、理由・考え方としての側面である。(2)ハーバート・サイモン的な制約合理性の考え方では、「無理だけれどもやれ」という言い方はそれほど不合理ではない。



神崎先生によれば、第三の曖昧さは、「予防原則」自体の根拠は何かという問いにかかわります。この問いは、「環境を守らなければならないのはなぜか」という環境倫理学の最も根本的な問いと同じなのです。そして、この第三の曖昧さの問題に対して神崎先生は、アンドリュー・ライトの「公共的任務と哲学の伝統的任務という水準の区別」やハンス・ヨナスの試みなどを引き合いにしつつ、「予防原則」は完全に正当化したり根拠づけたりできないものではあるが、それでもそれを使うことに何の困難もないし、予防原則を支持する人びとを説得する「根拠」ならば出すことができる、と自身の立場を表明しました。

最後に、今回の報告の意義として、(1)不明瞭さの指摘により議論を明確化できるようになったこと、(2)全体として予防原則支持の議論になっていること、(3)予防原則という考え方が重要である理由が明瞭になったこと、の三点が主張され、講演は締めくくられました。



佐々木先生は、「責任に関する言い訳アプローチ:自由意志の場合」というタイトルでご講演下さいました。佐々木先生はまず、今回取り扱う「責任」は、レトロスペクティヴなもの、帰責の文脈でのものに限定する、と述べた上で、哲学的な自由意志論争の奇妙さの考察を重ねる中で自ら編み出した「言い訳アプローチ」を説明しました。われわれが責任あるものとして行為を受け入れるときに、自分がした行為には責任を成立させ

る何らかの要素があり、かつ、その要素が満たされているがゆえに、その行為は責任あるものとされる、というのが一般的な路線です。それに対して、佐々木先生の「言い訳アプローチ」では、われわれはある行為が真正な行為であるか否かを問わずにまず責任を帰する場合があり、むしろそうした場合の方が一般的である、と考えます。また、「言い訳アプローチ」では、自由意志などの行為主体の構成要件が成立して責任が発生するという考え方から、そうした要件の不成立の成立が責任を回避・軽減させるという考え方へと力点を移すことになります。自由意志は、責任ある行為を成立させるための行為の必要条件ではなく、責任の免除・軽減をもたらす免責条件として機能するものとみなされ、その意味で、自由意志は、責任論の玉座から免責の一要件へと格下げされる

のです。

こうして自説の概略を説明した後、佐々木先生は、古典的な自由意志論争の主要な立 場(強い決定論、弱い決定論=「両立説」、自由意志説)を簡単に紹介しました。その上 で、そうした古典的な論争の問題点を知るために、マーク・ティモンズの考え方が参照 されました。ティモンズは、「内的調整プロジェクト」(もっともらしいメタ倫理学上 の見解は、通常の道徳的言説・実践が備える、われわれの心の深くに組み込まれている 諸前提と適合していなければならない)および「外的調整プロジェクト」(もっともらし いメタ倫理学上の見解は、探究に関連するその他の領域がもつ一般的な見解群・諸前提 と適合していなければならない)という2つのプロジェクトがメタ倫理学的な探究に必要 である、と主張します。佐々木先生は、自由意志論争に決着がつかないのは、これら2 つのプロジェクトを実行し得ていないからだ、と指摘し、論争の主要な立場をティモン ズ的観点から吟味します。佐々木先生によれば、自由意志説は、素朴な責任感を救い上 げており、内的プロジェクトを最もうまく実行していますが、認知的にアクセス不可能 で自然的に説明できない自由意志を想定する点で外的プロジェクトに完全に失敗してい ます。両立説は、外的プロジェクト上の問題はないとはいえ、洗脳や中毒の事例を十分 に取り扱えない点で、内的プロジェクトに不十分さを残しています。そして、強い決定 論は、外的プロジェクト上の問題はないかもしれないけれども、内的プロジェクトをそ もそも拒否していることになります。

さらに佐々木先生は、こうした古典的な3つの立場とは明確に異なる、現代における自由意志論争の注目点に言及しました。まず、量子力学の登場によって機械論的な世界像が部分的に崩壊したため、ミクロレベルの非決定性に自由意志を還元してそれが自由だと主張する非決定論かつ自然主義という新しいタイプの論者が現れたことが挙げられます。さらに、ハリー・フランクファートによって、責任にとって別意志可能性が不要であるということが示された、という哲学的成果が挙げられます。これにより、意志のレベルで選択肢がないような行為であっても責任が生じうると考えられるため、責任の発生プロセスがシンプルになり、なおかつ、自由意志という得体の知れないものを持ち出さずにすむことになりました。しかし他方で、内的プロジェクトのために、多くの論者は、自由意志を何らかの自然的なもの(階層化された欲求や心の葛藤経験)に還元する試みをせざるを得ません。ここには、一方で責任発生に自由意志は不要と言いながら、自由意志の自然主義的還元を行うという矛盾がある、と佐々木先生は指摘します。こうした還元の試みは、シンプルな帰結というフランクファートの成果を台無しにして、帰責のハードルを高めてしまう恐れがあります。佐々木先生はこれを「ハードル問題」と呼びます。

以上の議論を踏まえて、佐々木先生は自らの「言い訳アプローチ」の強みを以下のように述べました。(1)行為主体の条件を成立させた上でしか帰責を行えないという哲学的見解は日常的な経験に照らして非常におかしなものであるが、そうしたおかしさを回避できている。(2)自由意志や主体の条件は免責の条件として機能し、これは経験的な直観にも一致する。(3)「ハードル問題」が回避される。(4)言い訳としての機能を果たさ



ないような自由意志概念を想定すべきでない、という方向づけを現代の自由意志論争に 提示することができる。

佐々木先生は最後に、責任発生のために自由意志は不要と言いつつ、それが免責として機能しなければならないのなら、やはり自由意志と責任の根本的な関係を提示しなければならない、という「言い訳アプローチ」の課題に言及しました。この課題に対して佐々木先生は、自由意志は責任概念の個別レベルではなく総体レベルで要求されるものであり、また、言い訳の具体的な基準を考えるためには、帰責を行うための責任理論、自由意志に関する直観、自由意志理論との間で「反省的均衡」的な擦り合わせが必要である、と暫定的な回答を述べて講演を締めくくりました。

両先生の講演の後、総合討論が行なわれました。会場からは佐々木先生に対して、(1) ティモンズの2つのプロジェクトに関して「言い訳アプローチ」はどのような位置づけをもっているのか、(2)機械論的世界観のままでも人の頭の中の神経回路等が説明できるなら、量子力学の登場後も哲学・倫理学の古典的な決定論は機械論的世界観に基づいて展開可能なのではないか、(3)「上司の命令に従っただけだから俺に責任はない」という主張に対して「そんな馬鹿な」という免責拒絶の反応はどのように説明されうるのか、などの質問が出されました。佐々木先生は、(1)「言い訳アプローチ」自体は内的プロジェクトに対する哲学的仕事の制限である、(2)機械論的世界観ではランダムな事象について責任は問えないが、量子力学以後の議論ではランダムな事象にこそ責任が問える、という議論のシフトがある、(3)一つずつ事例ごとに言い訳要素に注目して検証していくしかない、といった回答をしました。

また、神崎先生に対しては、複数の定義をもつ「予防原則」に対する第四の取り扱い方が選択されているが、そうすることで環境問題に対する一定の方向性を打ち出すことができるのか、という質問が出されました。それに対して神崎先生は、説得という課題についてある程度貢献できる、と応えた上で、「予防原則」の考え方を真に重要なものとしてわれわれが受け取るならば、その前提となる環境問題は不確実性や無知を含んでいることをも真剣に受け止めなければならず、「環境問題に対処する」「対処できる」といった言い方をするときにある種の「ためらい」を感じるべきである、と主張しました。これに対して会場からさらに、「ためらい」のその先をもう少し具体的に語った方がよいのではないか、予防原則とは論証すべきものではなくて実はわれわれに決断を促

す原理なのではないか、といった問いが出されました。これに対して神崎先生は、重要課題としては「説得」を挙げることができるし、また、決断は必要かもしれないが、哲学者の使命としてそうやすやすと論証をあきらめるつもりはない、と回答しました。 (文責 | 奥田)

南山大学社会倫理研究所